

## 答申第229号（諮問第238号）

「薬務課職員が、一般県民から県内の薬剤師の行政処分を求められても、保健福祉事務所にたらい回しにするだけで、何の検討もしなくてよい、またはしてはならない、という内容」の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会  
第一部会

## 第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和元年7月17日付けで、「薬務課職員が、一般県民から県内の薬剤師の行政処分を求められても、保健福祉事務所にたらい回しにするだけで、何の検討もしなくてよい、またはしてはならない、という内容」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書について存在しないことを確認し、令和元年7月31日付けで公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

開示を請求された公文書の内容に関する公文書は保有していないため。

### 3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として令和元年8月13日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和元年9月18日付けで弁明書を作成し、その副本を審査請求人に送付した。

### 5 口頭意見陳述の実施

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、令和2年8月5日、口頭意見陳述を実施した。

### 6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和2年10月5日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

### 第3 争点

本件請求に係る公文書が存在するか否か。

### 第4 当事者の主張

#### 1 請求人の主張要旨

##### (1) 審査請求の趣旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。

##### (2) 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

#### ア 審査請求書における主張要旨

条例第14条第2号イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・憲法違反を隠蔽するものである。

#### イ 口頭意見陳述における主張要旨

(ア) 令和元年に〇〇の薬剤師の件で最初医務課に電話したらそれは薬務課だと言われて、薬務課に電話すると保健所にたらい回しにした。薬務課は何もしない。弁明書を読んでいるが、実際書いていることとやっていることが全く違う。検討したというならなぜその薬局は、少なくとも外見上何の影響もなく営業しているのか。要するに薬務課は何もしていない。

(イ) 行政不服審査法第52条の解釈をわかっているか。裁決の拘束力を。民間人である私は拘束されず、拘束されるのは行政庁だけ。したがって容認であれ、棄却でも却下でも拘束されるのは行政庁だけ。私は拘束されない。したがって逆も同じ。それが行政不服審査法の法解釈。要するに棄却であってもあなたたち行政は拘束される。だから、しなくてはならない、してはならない、そこは駄目出ししている。結局、これが棄却されてもあなたたちは検討しないのでしょうか。

#### 2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 地方公務員の服務等人事行政に関する根本基準を定めたものとしては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）がある。この第30条には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」として、服務の根本基準が定められており、第32条には、「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」として、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。また、第33条には、「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」として、信用失墜行為の禁止が定められ、さらに第35条には、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」として、職務に専念する義務が定められている。
- (2) 地方公務員である当課の職員は、地方公務員法及びその他の法令を遵守すべき立場にあり、一般県民から県内の薬剤師の行政処分を求められても、何の検討もしなくてよいなど法令の趣旨に反する行為に関して、公文書を作成又は取得することはない。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点（本件請求に係る公文書の存否について）

- (1) 請求人は、「原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ」と主張している。一方、実施機関は、地方公務員法の規定に照らし、本件請求を内容とする公文書を作成又は取得することはないと主張しており、公文書の存否の判断について主張が異なる。そこで、本件請求に係る公文書が実施機関において存在するか否か検討する。
- なお、本審査会の判断に当たっては、本件請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断する。
- (2) 本件請求は、その記載内容から、薬務課の職員が、県民から県内の薬剤師の行政処分を求められても、保健福祉事務所にたらい回しにするだけで、何の検討もしないことを是認又は推奨する内容の公文書を求めていると解される。
- (3) 薬剤師の行政処分について、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第8条第1項は、薬剤師が同法第5条各号のいずれかに該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為があったときは、厚生労働大臣は、戒告、三年以内の業務の

停止又は免許の取消しの処分をすることができる旨を定めており、実施機関には薬剤師に対して直接行政処分を行う権限はない。

- (4) 一方、同法第8条第2項は、都道府県知事は、薬剤師について同条第1項の処分が行われる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならないと規定しており、実施機関は県内の薬剤師の行政処分を求められた際、同項に定める処分が行われる必要性を検討すべき立場にあると認められる。
- (5) また、実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法の適用を受け、同法第32条により、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負う。
- (6) これらの規定から、地方公務員であり、群馬県行政組織規則（昭和32年群馬県規則第71号）第13条の3の規定により、薬剤師法の施行に関することについての分掌事務を担う薬務課の職員は、地方公務員法及び薬剤師法の規定を遵守すべき義務を負っている。係る義務に反して、薬務課の職員が、県民から県内の薬剤師の行政処分を求められても、保健福祉事務所にたらい回しにするだけで一切検討しないことを是認又は推奨する内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。このことから、本件請求に係る公文書は作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。
- (7) したがって、本件請求に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

## 2 請求人のその他の主張について

請求人は審査請求書において、本件処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。そのため、本件請求に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断が妥当である以上、本件請求に係る公文書が存在することを前提とした請求人の当該主張は是認することはできない。

なお、請求人はその他種々主張するが、抽象的な主張にとどまるものであり、本審査会の判断を左右するものではない。

## 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

# 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和2年10月 5日	諮問
令和2年11月 2日 (第79回 第一部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和2年12月15日 (第80回 第一部会)	審議
令和3年 2月19日	答申